

新旧対照表（案）	
新	旧
神奈川県指定確認検査機関の処分等の基準	神奈川県指定確認検査機関の処分等の基準
平成18年6月1日決定 平成22年4月1日改定 平成30年4月1日改定 令和2年4月1日改定 令和6年12月25日改定 令和7年3月24日改定 <u>令和 年 月 日改定</u>	平成18年6月1日決定 平成22年4月1日改定 平成30年4月1日改定 令和2年4月1日改定 令和6年12月25日改定 令和7年3月24日改定
1 趣旨 （略）	1 趣旨 （略）
2 用語 （略）	2 用語 （略）
3 処分等の基本方針 （略）	3 処分等の基本方針 （略）
4 機関の処分等の基準 （略）	4 機関の処分等の基準 （略）
5 処分に伴う措置 （1） （略） （2） 業務の引継ぎ 取消しを行った場合には、 <u>建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）第28条第3項に規定する</u> 帳簿を、知事が引き継ぐとともに、 <u>機関省令第29条第3項に規定する書類</u> を当該書類に係る建築物について確認その他の建築基準法令の規定による処分をする権限を有する建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の所属する特定行政庁に引き継がせるものとする。	5 処分に伴う措置 （1） （略） （2） 業務の引継ぎ 取消しを行った場合には、 <u>法第77条の29第1項の帳簿</u> を、知事が引き継ぐとともに、 <u>同条第2項の書類</u> を当該書類に係る建築物について確認その他の建築基準法令の規定による処分をする権限を有する建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の所属する特定行政庁に引き継がせるものとする。
（3） （略） （4） （略）	（3） （略） （4） （略）
6 処分等の保留 （略）	6 処分等の保留 （略）
7 処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い （略）	7 処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い （略）
（附則） 1 この基準は、 <u>令和 年 月 日</u> から施行する。	（附則） 1 この基準は、 <u>令和七年四月一日</u> から施行する。

新					旧				
別表（該当する関係条項のみ記載）					別表（該当する関係条項のみ記載）				
根 拠 条 項	関係条項	処分事由	処 分 ランク	標準的な処分内 容	根 拠 条 項	関係条項	処分事由	処 分 ランク	標準的な処分内 容
77の35 ②二	77の27①	③法第93条第4項の消防長等への通知義務違反	D	業務停止命令1月	77の35 ②二	77の27①	③法第93条第4項の消防長等への通知義務違反	C	業務停止命令3月
		④法第93条第5項の保健所長への通知義務違反	D	業務停止命令1月			④法第93条第5項の保健所長への通知義務違反	C	業務停止命令3月
77の35 ②四	77の20六	<u>機関又は機関の親会社等である指定構造計算適合性判定機関に対して された構造計算適合性判定の申請又は求めに係る建築物の計画につい ての建築確認等の実施</u>	B	業務停止命令6月	77の35 ②四	77の20六	<u>機関の親会社等である指定構造計算適合性判定機関の行った構造計算 適合性判定の申請又は求めに係る建築物の計画についての建築確認等 の実施</u>	B	業務停止命令6月
（注1）「根拠条項」及び「関係条項」欄について、例えば、「77の35②一」は「法第77条の35第2項第1号」の意である。 （注2）「処分事由」欄の「（※1）」、「（※2）」及び「（※3）」は次のとおりである。 （※1）：法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。 （※2）：法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。 （※3）：法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。 （注3）<u>「標準的な処分内容」欄の内容を標準として、「4 機関の処分等の基準」に定めるところにより処分を決定する。</u> （注4）<u>監督命令は、法第77条の30第1項の規定に基づき確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認める ときに行うことができる。</u>					（注1）「根拠条項」及び「関係条項」欄について、例えば、「77の35②一」は「法第77条の35第2項第1号」の意である。 （注2）「処分事由」欄の「（※1）」、「（※2）」及び「（※3）」は次のとおりである。 （※1）：法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。 （※2）：法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。 （※3）：法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。				

新	旧
神奈川県指定確認検査機関の処分等の基準について（補足） 処分の対象となる行為が「神奈川県指定確認検査機関の処分等の基準」別表「関係条項」欄の「その他」の項の①及び③に該当する場合における<u>処分</u>の内容の決定は、以下に定めるところによる。 1 確認検査が適確に行われなかったことにより建築基準適合判定資格者（以下「判定資格者」という。）が登録の消除等の処分等を受けた場合は、行為時に当該判定資格者の所属していた機関に対し取消し若しくは業務停止命令又は監督命令の<u>処分</u>を行うこととし、具体的な<u>処分</u>の内容は、次に定める事項を加味して決定することとする。 (1) 登録の消除等に相当する処分事由に該当する行為が行われていた機関の事務所の数 (2) 処分事由に該当する行為が行われていた指定区分の数 (3) 登録の消除等の処分等を受けた判定資格者の数 (4) 立入検査、報告等において明らかとなった事項 (5) 過去に監督命令を受けている場合、その時期、内容等の状況 (6) その他<u>処分</u>の内容を決定するに当たり考慮すべき事項 2 機関又はその役員が確認検査において著しく不適切な判断をした場合には、当該機関に対し取消し若しくは業務停止命令又は監督命令の<u>処分</u>を行うこととし、具体的な<u>処分</u>の内容は、過失の程度、結果の重大さ及びその社会的影響の大きさを踏まえて決定することとする。	神奈川県指定確認検査機関の処分等の基準について（補足） 処分の対象となる行為が「神奈川県指定確認検査機関の処分等の基準」別表「関係条項」欄の「その他」の項の①及び③に該当する場合における<u>処分等</u>の内容の決定は、以下に定めるところによる。 1 確認検査が適確に行われなかったことにより建築基準適合判定資格者（以下「判定資格者」という。）が登録の消除等の処分等を受けた場合は、行為時に当該判定資格者の所属していた機関に対し取消し若しくは業務停止命令又は監督命令の<u>処分等</u>を行うこととし、具体的な<u>処分等</u>の内容は、次に定める事項を加味して決定することとする。 (1) 登録の消除等に相当する処分事由に該当する行為が行われていた機関の事務所の数 (2) 処分事由に該当する行為が行われていた指定区分の数 (3) 登録の消除等の処分等を受けた判定資格者の数 (4) 立入検査、報告等において明らかとなった事項 (5) 過去に監督命令を受けている場合、その時期、内容等の状況 (6) その他<u>処分等</u>の内容を決定するに当たり考慮すべき事項 2 機関又はその役員が確認検査において著しく不適切な判断をした場合には、当該機関に対し取消し若しくは業務停止命令又は監督命令の<u>処分等</u>を行うこととし、具体的な<u>処分等</u>の内容は、過失の程度、結果の重大さ及びその社会的影響の大きさを踏まえて決定することとする。